

広島県水道広域連合企業団管理規程第8号

広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月12日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規程（令和6年広島県水道広域連合企業団管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(特定任期付職員の給与の特例) 第2条 (略)		(特定任期付職員の給与の特例) 第2条 (略)	
号給	給料月額 円	号給	給料月額 円
1	<u>405,000</u>	1	<u>392,000</u>
2	<u>455,000</u>	2	<u>440,000</u>
3	<u>508,000</u>	3	<u>492,000</u>
4	<u>574,000</u>	4	<u>555,000</u>
5	<u>655,000</u>	5	<u>634,000</u>
6	<u>765,000</u>	6	<u>740,000</u>
7	<u>893,000</u>	7	<u>839,000</u>
2-4 (略)		2-4 (略)	
5 広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第35号。以下「給与規程」という。）第36条の2第1項第2号中「 <u>100分の108.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の78.75</u> 」と、「 <u>100分の87</u> 」とあるのは「 <u>100分の63</u> 」と、「 <u>100分の65.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の47.25</u> 」と、「 <u>100分の32.625</u> 」とあるのは「 <u>100分の23.625</u> 」と、同項第3号中「 <u>100分の108.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の78.75</u> 」と、「 <u>100分の87</u> 」とあるのは「 <u>100分の63</u> 」と、「 <u>100分の65.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の47.25</u> 」と、「 <u>100分の32.625</u> 」とあるのは「 <u>100分の23.625</u> 」と、給与規程第36条の3第1項中「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の88.75</u> 」とする。		5 広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第35号。以下「給与規程」という。）第36条の2第1項第2号中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の77.5</u> 」と、「 <u>100分の86</u> 」とあるのは「 <u>100分の62</u> 」と、「 <u>100分の64.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の46.5</u> 」と、「 <u>100分の32.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の23.25</u> 」と、同項第3号中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の77.5</u> 」と、「 <u>100分の86</u> 」とあるのは「 <u>100分の62</u> 」と、「 <u>100分の64.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の46.5</u> 」と、「 <u>100分の32.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の23.25</u> 」と、給与規程第36条の3第1項中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」とする。	

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の規程による給与等の内払とみなす。